

区分所有法 議決権行使者 宅建 H22-13-1 《#786》

【問】 正誤をつけよ。

専有部分が数人の共有に属するときは、規約で別段の定めをすることにより、共有者は、議決権を行使すべき者を2人まで定めることができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 議決権行使者の指定【発展】

専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。（区分法 40 条）

⇒ 規約で別段の定めをすることはできない

《ポイント》 招集の通知【★基礎必須】

- 1 集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。
- 2 専有部分が数人の共有に属するときは、前項の通知は、第40条の規定により定められた議決権を行使すべき者（その者がいないときは、共有者の一人）にすれば足りる。（区分法 35 条 1 項、2 項）